

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第1号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年1月15日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成24年12月18日、午前11時35分頃、幕別町寿町2番地の5、幕別中央保育所において、給食の食材を搬入していた際、搬入口の玄関屋根から落雪があり、その雪の塊が被害者に落下し頭部裂傷の怪我を負わせる事故が発生したことから、これに対する損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 66,885 円

3 損害賠償及び和解の相手方
町内在住の女性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、治療費、休業損害費及び慰謝料とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。